

災害廃棄物処理基本計画

第1章 基本的事項

第1節 計画の目的

基山町は、その自然的条件から台風、豪雨、地すべり、山くずれ等きわめて多種の災害発生要因を内包しています。また、今後の生活様式及び産業開発等の進展に伴い、各種の事故や災害も当然想定されます。このような災害時においては、大量に発生する恐れのある災害廃棄物、避難所等からの生活ごみ及びし尿を迅速かつ適正に処理することが、町民の生活基盤の早期回復と生活環境の速やかな復旧を図るために不可欠となります。

そこで、基山町地域防災計画に基づき、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理の推進を確保することを目的として本計画を策定するものです。

第2節 計画対象区域

計画区域は、基山町全域を対象とします。

第3節 対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、災害発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物とします。また、被災していない地域から平常時同様に排出される一般廃棄物についても災害廃棄物と併せて処理する必要があるため対象廃棄物に加えるものとし、その概要を表 1.1 に示します。

表 1.1 災害時における対象廃棄物

対象区分		内 容
災害 廃棄物	がれき類	損壊建物の撤去に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等
	生活ごみ	災害により大量に発生した家庭系ごみ及び避難所から発生したごみ等
	粗大ごみ	災害により大量に発生した廃畳・家具類等
	適正処理困難物	平常時に収集しないもの、廃家電、アスベスト等
	し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿
一般 廃棄物	生活ごみ、資源物、事業系一般廃棄物	
	し尿、浄化槽汚泥	

第4節 基本方針

震災、水害時に発生する災害廃棄物の処理に対する基本方針は以下のとおりとします。

- 周辺市町・県・国や民間との協力体制を確保し、円滑な災害廃棄物処理に努めます。
- 災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行います。
- 災害発生時の廃棄物排出方法や収集日程等を周知徹底します。
- 処理に当たっては作業員の安全性を確保します。
- 廃棄物の分別を徹底し、可能な限り環境保全及び資源の有効活用に配慮した処理を行います。

第5節 災害廃棄物の協力体制の確保

1. 災害発生時の協力体制

災害発生時における関係機関との連携（案）を図 1.1 に示します。

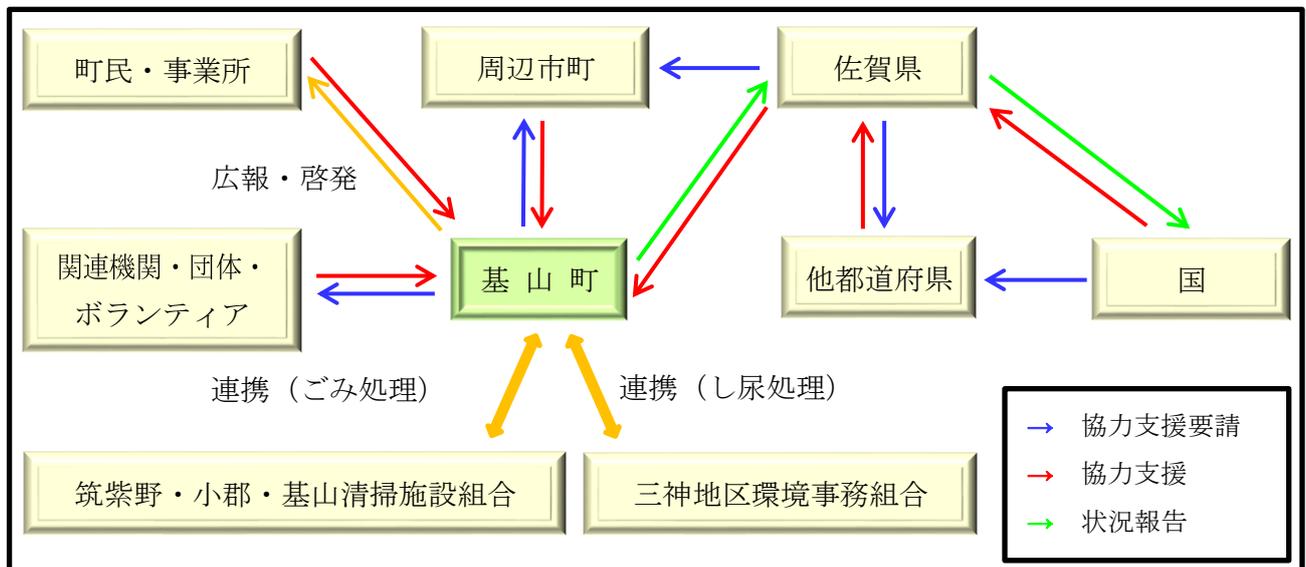


図 1.1 災害発生時の協力体制

2. 周辺自治体への協力要請

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合及び三神地区環境事務組合において、表 1.2 のとおり災害発生時の相互協力体制について協定書を交わしているため、本町において災害が発生した場合は、本協定に基づいて組合が協力要請を行うものとします。

表 1.2 組合における災害発生時の相互協力体制

協定書	締結日	協定書を交わしている市町及び組合
一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書	平成 14 (2002) 年 7 月 1 日	福岡市、春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川市、両筑衛生施設組合、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合
一般廃棄物の処理に係る相互協力に関する協定書	平成 22 (2010) 年 9 月 1 日	甘木・朝倉・三井環境施設組合
し尿等の処理に関する相互支援協定書	令和元 (2019) 年 1 2 月 2 5 日	大川柳川衛生組合

3. 民間団体への協力要請

協力要請が必要となる可能性がある民間団体としては、がれき等の撤去に必要な重機の確保を要請するために建設機械リース業者、排出された廃棄物の収集・運搬及び処分を行うために一般廃棄物及び産業廃棄物関係業者等が挙げられます。必要に応じて、多くの人員が必要となる廃棄物の撤去・分別作業等に対してボランティア要請をし、廃棄物の仮置き場不足時に仮置き可能な土地の所有者に対しても協力を要請します。

本町において、表 1.3 のとおり民間団体と災害発生時の協力協定書を交わしているため、災害が発生した場合は、本協定に基づいて協力要請を行うものとします。

表 1.3 本町における災害発生時の協力協定

協定書	締結日	協定書を交わしている民間団体
災害時の応急対策活動 協力に関する協定書	平成 21 (2009) 年 3 月 31 日	有限会社 基山公栄社
協定書における応急対策活動 (1) 災害における応急復旧及び廃棄物の除去及び搬送。 (2) (1) に付随して発生する資材、機械及び物資の搬送。		

第6節 的確な情報収集の実施

災害廃棄物について迅速な対策を講じるためには、災害廃棄物発生量を推計する必要があり、そのため迅速に被害状況等の情報を収集することが重要になります。また、廃棄物の適切な対応を行うため佐賀県及び国との情報の共有に努めます。収集すべき情報を表1.4に示します。

表1.4 災害発生時に収集すべき情報

<ul style="list-style-type: none">○ 災害の発生日時、場所、被害規模等の発生した災害概要○ 建物被害状況（全壊、半壊、焼失戸数）、浸水状況（床上・床下浸水、倒壊戸数）○ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）や中継基地等の被害状況○ 道路、下水道等の被害状況○ 利用できる施設、機材、車両、人的資源等及び経費○ ごみの発生量見込みと収集・処理方法、受入先、仮置場の状況○ くみ取り便所、浄化槽の被災状況○ し尿の発生量見込みと収集・処理方法、受入先、避難所や仮設トイレの設置状況○ 必要とする応援内容
--

第7節 町民等への広報

災害発生時に廃棄物の排出方法への住民理解を得ることや分別排出を徹底するために、住民に対して案内板の設置やインターネット、広報車等を活用し、できる限り迅速に必要な情報を広報します。

第2章 災害廃棄物の処理方法等

第1節 災害廃棄物の推定方法

1. 災害廃棄物発生量の算出方法

災害廃棄物の発生量については「災害廃棄物対策指針（初版）」（環境省、平成26（2014）年3月）に示された推計式及び原単位をもとに算出するものとします。なお、本計画においては、具体的な被害状況の推定は困難であることから、発生原単位を表2.1のとおりとします。

$$\text{災害廃棄物の発生量(t)} = \Sigma \text{発生原単位} \times \text{住家の被害棟数}$$

表2.1 災害廃棄物の推定に際しての設定値

	災害廃棄物発生原単位
全壊	117トン／棟
半壊	23トン／棟
床上浸水	4.6トン／棟
床下浸水	0.62トン／棟

発生原単位の特徴：本検討による発生原単位は、住宅に加えて公共建物、その他の被害を含む東日本大震災の処理量から算出していることから、被害全体を含んでいる。推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラなど）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン／棟」になるが、単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

2. し尿収集量の推計

災害発生時における仮設トイレからのし尿収集量の推計は、被災状況、避難状況を確認して次の式で推計することとします。

$$\text{仮設トイレからのし尿収集量 (ℓ/日)} = \text{避難者数} \times \text{1日1人平均排出量}$$

※ 1日1人平均排出量：3.07ℓ（平成23（2011）年度一般廃棄物処理実態調査佐賀県平均）

第2節 災害廃棄物処理の基本的な流れ

災害発生後の災害廃棄物、一般廃棄物等の処理業務の基本的な流れを表2.2～表2.3に示します。

表2.2 災害廃棄物等の処理業務の基本的な流れ（その1）

災害発生直後	
1. 被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害場所・規模・交通状況等の災害概要 ・停電、断水状況 ・収集車両や処理施設等の被害状況 ・清掃班の業務にあたる職員
2. 災害廃棄物処理等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物の分別区分、排出方法、排出場所 ・仮置場及び仮設トイレの必要性和設置箇所 ・収集作業員、収集方法及び収集ルート等の設定 ・処理・処分方法及び処理手数料の設定 ・町民等への広報方法
応急対策	
3. 収集・運搬、処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資機材、人員、燃料、水、電気等の確保 ・がれきの撤去等における収集ルートの確保 ・処理施設の応急復旧及び広域的な処理体制の確立 ※県、周辺市町、自衛隊、民間団体等へ応援要請
4. 仮置場の確保 仮設トイレの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置可能箇所の土地所有者との交渉 ・仮設トイレの確保 ・仮置場及び仮設トイレの設置 ・仮置場の動線及び分別区分ごとの配置場所の確保 ・仮置場の受入時間及び受入基準の設定、職員配置、必要資機材の投入
5. 収集・運搬、処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等に対し、案内板の設置やインターネットへの掲載等によって災害廃棄物の排出、収集及び処理方法等の情報を発信 ・支援の受入 ・災害廃棄物を仮置場で分別してから処理施設及び資源可能な民間団体へ搬入 ・収集・運搬、処理の状況確認及び修正事項の検討
6. 倒壊建物の解体・撤去 ※災害廃棄物処理事業については、廃棄物処理法第22条にて国庫補助の対象となっており、建物の所有者の申請に基づいて、自治体が解体撤去と運搬を発注できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・町民から解体・撤去の申請受付 ・罹災証明、家屋面積、権利の確認 ・現地調査、解体・撤去の決定 ・工事仕様書、工事計画の策定 ・見積取得、査定、工事発注 ・解体・撤去の確認

表2.3 災害廃棄物等の処理業務の基本的な流れ（その2）

復旧・復興	
7. 復旧・復興状況に応じた事業の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常の収集・運搬、処理体制の確保 ・ 仮置場の閉鎖及び仮設トイレの撤去 ・ 仮置場の原状復旧 <li style="padding-left: 20px;">※必要に応じて消毒や土砂の入れ替えを行う。 ・ 仮置場土地提供者への返却
8. 報告及び国庫補助金の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び国への報告書の提出 ・ 災害廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の申請

第3節 災害廃棄物の処理方法

1. 家庭系ごみ（粗大ごみ含む）

以下に、災害発生時の収集運搬・処理方法に関する基本的な考え方を示します。

- ごみ処理は、原則として筑紫野・小郡・基山清掃施設組合で行います。組合で処理できない場合は、県・周辺市町、民間団体に協力要請します。
- 一時的に大量な廃棄物が発生した場合は、これを保管できる仮置場を設けます。
- 路上の廃棄物を優先的に収集します。
- 腐敗や悪臭を放つ生活系ごみや畳などについては早期に処理します。
- 不燃物については、破碎や資源選別を徹底し、埋立処分量を削減します。
- 適正処理が困難な廃棄物（町で収集できない廃棄物）は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の施設において処理ができないため、原則として平常時同様に排出者の責任で受入可能な処理施設で処分するものとします。ただし、被災状況や個人での対応が困難な災害であった場合は、仮置場において一次保管や収集も行うこととします。

2. がれき類

震災時では建物の倒壊や焼失及び損壊家屋の解体等に伴い、がれきが大量に発生する可能性があります。がれきの処理については、通行上支障のあるものを優先的に処理するものとします。また、発生したがれきは、再利用可能なものは極力活用し、どうしても使用できないものを焼却処理または埋立処分等を検討します。なお、解体家屋の廃材については再利用や再資源化が可能なものが多く含まれていることから、解体現場での分別の徹底を指導するものとし、解体撤去時には、周辺環境への影響を軽減するために、早朝・夜間の工事を避けることや、粉塵対策としての散水を行うなど周辺環境配慮して行うこととします。

【分別区分】

- 木くず ○ 木材 ○ コンクリート塊 ○ 金属くず ○ マットレス・カーペット等
- 畳 ○ ガラス ○ 瓦 ○ 家電製品（指定4品目・それ以外） ○ バイク等
- その他可燃物 ○ その他不燃物 ○ 有害廃棄物（アスベスト・蛍光管・灯油・消火器など）

3. し尿等

以下に、し尿等収集運搬・処理方法に関する基本的な考え方を示します。

- し尿処理は、原則として三神地区環境事務組合で行います。組合にて処理できない場合は、県・周辺市町、民間団体に協力要請します。
- 避難所のし尿等収集は要請に応じ収集を行います。また、トイレのない避難場所については仮設トイレを設置します。

第4節 仮置場の配置及び選定

災害廃棄物が大量に発生した場合は、仮置場の設置を行います。仮置場の考え方については、表2.4に示します。選定にあたっては、あらかじめ庁舎内で利用について調整を行う必要があります。

表2.4 仮置場の考え方

	一次仮置場	二次仮置場
期間	短期間	中・長期間
考え方	災害廃棄物を早急に撤去するため、被災地区に近い場所に設置	災害廃棄物の処理や処分の状況によって、中長期に渡って保管等が必要となった場合に設置
選定場所	公園、グラウンド、公共施設、駐車場、空き地、多目的広場、運動公園等	

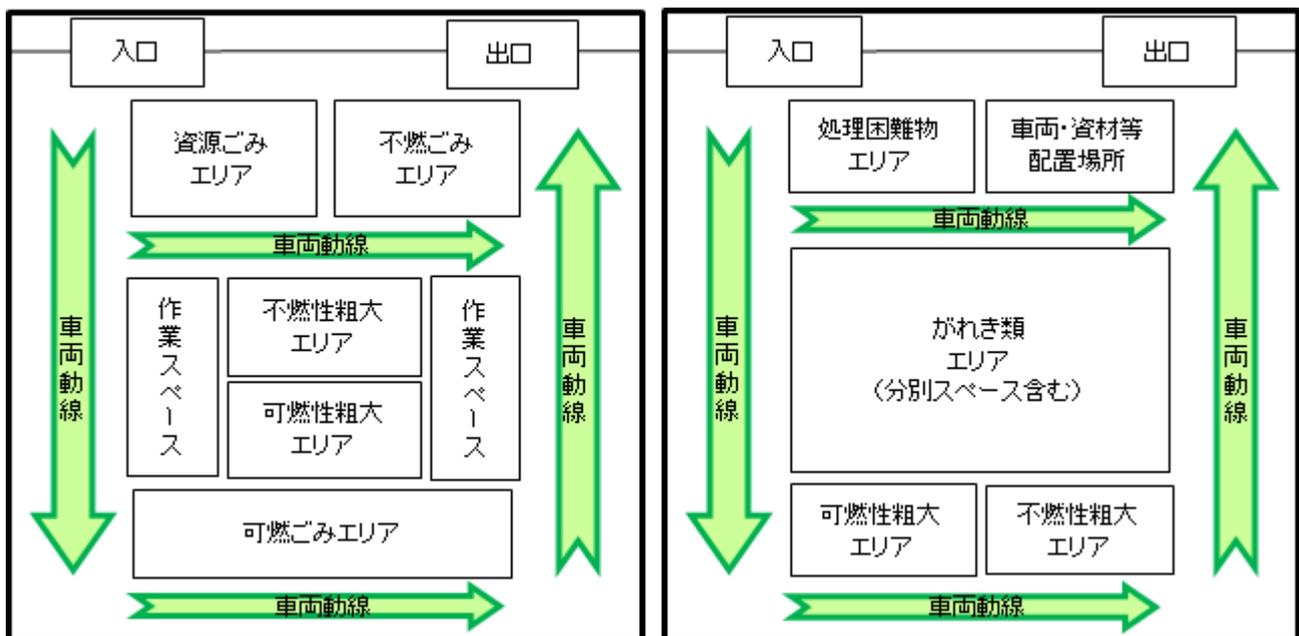


図 2.1 左図一次仮置場、右図二次仮置場のレイアウトイメージ

第5節 豪雨災害による災害廃棄物の処理

豪雨災害による災害廃棄物については、まず被害状況を把握し、災害廃棄物の発生量を推計します。分別区分や排出方法、仮置き場（町営球場、多目的グラウンドの駐車場等を予定）の設置箇所を検討し、迅速に準備（クリーンヒル宝満や近隣市との連携）を整え、適切な災害廃棄物の処理を行います。

【災害廃棄物の品目別処理方法】

- ① 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）及びパソコン（ノート型、ディスプレイ一体型パソコン、ディスプレイ本体等）について
町内仮置き場（町営球場や多目的グラウンド駐車場を予定）に持って行く。
なお、仮置き場に置く前に、まちづくり課生活環境係に連絡する。
- ② その他粗大ごみ（タンス、畳、ストーブ、食器棚等）について
軽トラック等に積載後、まず役場に持って行く。
町職員が内容を確認し積載物を撮影したうえで、処理費用無料券を発行する。その後クリーンヒル宝満に持って行く。宝満では、荷下ろし後の2回目の計量手続きの際に、必ず計量票を発行する。また、2回目以降の搬入についても積載物の写真撮影を行うので、役場へ行く。
- ③ 事業用機械について
宝満で処理できる物（食器等）については持ち込めるが、できない物（大型の機械等）については持って帰り、産廃業者に処分を依頼する。
- ④ 細々したごみについて
町指定袋に入る大きさの場合は、必要枚数のごみ袋をまちづくり課生活環境係でもらって、定期収集に出す。
- ⑤ 流木・倒木・枝葉等について
県道・町道にある分については県や町が処理を行う。
敷地内に入ってきた流木や土砂分については、家の前の道路まで出す場合、町が処理を行う。家前に出せない場合やすぐにどかしたい場合は、仮置き場へ持って行く。また、流木等を直接宝満に搬入する場合は、長さ1.5mで直径10cmまでの大きさに切る。
里道や水路についても町が行うが、優先順位としては後になる。また、農業用水路については受益者で行う。



写真1 災害廃棄物運搬状況



写真2 仮置き場

参考資料

【ごみ処理施設】

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合		
施設名	クリーンヒル宝満	
所在地	福岡県筑紫野市大字原田 1389 番地	
電話番号	092-926-5300	
熱回収 施設	処理能力	250 t/日 (125 t/24h × 2 炉)
	炉形式	シャフト式ガス化熔融炉
	受入供給施設	ピット&クレーン
リサイクル センター	処理能力	44t/5h 不燃物、不燃性粗大ごみ 32t/日 缶類 4t/日 瓶類 7t/日 ペットボトル 1t/日

【し尿処理施設】

三神地区環境事務組合	
施設名	三神地区汚泥再生処理センター
所在地	佐賀県神埼市千代田町柳島 1 2 9 0 番地
電話番号	0952-34-6555
処理能力	184 kl/日 (し尿：94 kl/日、浄化槽汚泥：90kl/日)
処理方式	水処理 (膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理) 汚泥処理 (コンポスト設備＋焼却設備＋灰ブロック設備)